

変更届出事項一覧

	変更項目	届出の時期	必要添付書類
事後届出	1 店舗販売業者の氏名若しくは名称又は住所	変更後30日以内	戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（法人の場合は登記事項証明書） *住所を変更する場合は不要
	2 店舗の構造設備の主要部分	変更後30日以内	変更箇所を説明する図面
	3 店舗販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）	変更後30日以内	登記事項証明書、新旧対照となった業務分掌表、定款、組織規定図等
	4 当該店舗において販売し、又は授与する医薬品の区分（指定医薬品、指定医薬品以外の医薬品）	変更後30日以内	添付書類なし
	5 店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、当該業務の種類（兼営事業）	変更後30日以内	添付書類なし
	6 店舗管理者の氏名又は住所	変更後30日以内	1 変更後の店舗管理者が薬剤師の場合 ・ 薬剤師免許証の写し（原本の確認を行うため、原本も御持参ください。） 2 変更後の店舗管理者が動物用医薬品登録販売者の場合 ・ 動物用医薬品販売従事登録証の写し（原本の確認を行うため、原本も御持参ください。） ・ 店舗管理者の要件を満たす登録販売者であることを証する実務又は業務経験に関する書類（実務従事証明書、業務従事証明書） 3 店舗管理者が申請者以外の場合 ・ 申請者とその者との関係を証する書類 4 氏名変更のみの場合 ・ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書 *住所を変更する場合は不要
	7 店舗管理者以外に店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にはその者の氏名	変更後30日以内	変更後の薬剤師免許証の写し又は動物用医薬品販売従事登録証の写し並びに申請者とこの者との使用関係を証する書類 （写しを提出するものは原本確認を行うため、原本も御持参ください） *氏名変更のみの場合 ・ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
事前届出	1 店舗の名称	変更前にあらかじめ	添付書類なし
	2 相談に応ずる電話番号その他の連絡先	変更前にあらかじめ	添付書類なし
	3 特定販売の実施の有無	変更前にあらかじめ	添付書類なし
	4 第九十二条第四項各号に掲げる事項（特定販売関係） ・ 通信手段 ・ 医薬品の区分 ・ 広告に表示する店舗の名称（申請書に記載する店舗の名称と異なる場合） ・ 主たるホームページアドレス（インターネットを利用して広告を行う場合）	変更前にあらかじめ	特に添付書類なし

備考

- ・ 登記事項証明書については、発行後6ヶ月以内のものを提出してください。
- ・ 法の規定による許可等の申請又は届出の際に奈良県に提出している場合、原本の添付を省略することができます。
- その際は、申請書の参考事項欄に【省略する書類の名称】【省略する書類と同一の内容を記載した書類を添付して別途提出されている申請書又は届出書の種類】【当該申請又は届出の年月日】を記載して下さい。